

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談(5-1)

2. 日時

令和3年3月11日(木) 16時00分～18時00分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、田邊専門職、池永技術  
参与、吉村技術参与

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所 担当部長 他10名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む  
場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っ  
ております。

6. 配布資料

資料1：新規制基準に係る設計及び工事の計画の認可申請(第5次)

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。時間になりましたので、ただいまから、原子燃料工業株式会社熊取事業所の第5次設工認申請の面談1回目を開始します。
0:00:17	で、本日の面談は、令和3年2月15日付熊原第21-003号で申請のありました設工認申請についてでございますので、
0:00:32	申請書、それから事業所から提出されました。市本日の資料、H21-006号についてですね不明な点等についての事実確認を行います。
0:00:49	最初にですね、
0:00:52	今回申請が第5次申請は、先行申請の最終ということになりますので、なりますので、新規申請された。
0:01:09	施設のほかに、第1次から第4次申請で時開以降請予定としている施設が含まれております。で、先行申請で時間変更申請
0:01:23	予定とした安全機能についてですね。
0:01:26	第5次申請で認可を受けようとする安全機能ですね、分割申請とか、設計上の取り合いとなる設備の安全機能について、数多く
0:01:44	あるんですけども、その中から、ちょっと最初にですね、第2加工棟の申請で、その刈りとろうとしている第4次申請と大5次申請のその分割の考え方資料の構成作り込みについて。
0:02:03	事業者の方から簡単で結構としてドドの本日の資料、もしくは、それから申請書を説明していただけますでしょうか。
0:02:15	原子燃料工業のカキノキでございます。
0:02:19	この前回までの申請と今回で分割してやってるエリアで第2加工棟を例にですね、
0:02:27	作り込みについて御説明いたします。資料のですねま20ページの添付2-1と書いてあるところの添付2-1がこの辺の整理のためにお付けしている資料でございます、20ページから11ページ、本来2加工棟とそれからその附属設備について、
0:02:47	こちらの技術基準ごとにですね適応必要なものについて星取りした上で、必要な
0:02:56	技術基準上の設計というのを、
0:02:59	整理してございます。
0:03:03	すみませんこれちょっと第1加工棟になってました。ちょっとこれは、
0:03:08	ついている資料第1加工棟になってしまってるんですがあの追表としましてはですね下線が
0:03:16	続いているところは今回申請ということで

0:03:22	この整理した事象に従ってですねええと。
0:03:30	停止したように繋がりまして今回申請する範囲をですねこの追表の中で下線をつけてお示ししているということで、ちょっとすみませんこれちょっと、
0:03:43	はい。申請書のほうにちょっともう教えていただきまして
0:03:44	原子力規制庁永井です。我々の手元の 20 ページの表は、第 2 加工棟になっていますけれども、
0:04:04	後半は、これは 22 ページがですねちょっとあの当時差し込むの所間違えておりました、それ、
0:04:07	22 ページの仕様表の抜粋されたものが誤っているかということですね、
0:04:17	そうしたら、
0:04:19	そうしますかね。
0:04:21	第 1 加工棟でも結構ですので今回は今時
0:04:25	すいません申請書について 194 ページ。
0:04:30	はい、では続けてください。ゆっくりしゃべってください我々も作成しました。
0:04:41	はい、申請書の 194 ページにですね 4 字 A 表八 - 2 - 1 第 2 加工棟しようということで、この追表という今から
0:04:48	申し上げてございますがここにした線を引いた部分ですね、
0:04:55	今回の申請で
0:04:58	刈りとるといいですか。
0:05:00	適合性を
0:05:02	申請しているというものを出して整理してございます。
0:05:08	ここ。
0:05:46	すいません失礼しました。原子燃料工業のカキノキでございます。追第 4 次という表はですね 190 申請書の 194 ページから
0:06:00	ちょっと続いてございまして 200。
0:06:05	113 までですね
0:06:08	続いておりまして今回申請する範囲はした線を引いて
0:06:14	示してございます。
0:06:21	それから洩れ抜けがない、いいということの確認につきましてはですねこれまた今度ちょっと説明資料のほうに戻っていただいて恐縮ですが 34 ページにですね、から刈り取り表ということで、
0:06:36	すでに 4 次申請で認可いただいたところと、
0:06:40	4 次申請の時にですね。ええと。

0:06:44	次回以降で確認しますよということで整理していたものをですね、今回刈り取り てるよいうのをこの右側の第5次申請(本申請)のところでピックアップしてお りまして、
0:07:00	漏れがないと。
0:07:01	いうことを確認していると。
0:07:04	いうものでございます。ちょっと資料バラつきまして申し訳ありませんでしたが、 御説明は以上でございます。
0:07:19	はい、はい。原子力規制庁永井です。今資料は適宜直してもらえばいいんで すけど。この第2加工棟の取り扱いを考えると、実はまた今4次申請で認 可を受けたということだったんですが、本日の午前中ですね第4次申請の補 正が
0:07:36	ちょうど受理したところで、まだ見ていないんですけれども、仕様表の方は多分 それ以前の整理されている。
0:07:49	ということになってますかね、4次申請と5次申請の取り合いってというのは、今 の時点で詳細に議論してもしょうがないと思うんですけど、変更の予定がある んですか、個人の方で、
0:08:04	それから4次が変わってきているとすれば、の5次のほうに、
0:08:10	の仕様ですね、どういうふうに
0:08:13	しようとしているんでしょうか。
0:08:16	原子燃料工業のカキノキでございます。こちらの参考資料としておつけしてい るところはですね当初の申請、2月15日付のものでございますので、
0:08:28	今回ですね3月11日に
0:08:32	補正いたしました部分はですね次回の5次の補正のほうですね反映するとい うことで
0:08:42	準備しておるところでございます。以上です。
0:08:45	わかりました。そういう状況などで参考にはしますけれども、
0:08:54	なんていうんですかねまだ最終の状態にない中でいろいろ細かい議論しても、 やっぱりまずは4次でほとんどメインとなる建物の位置構造設備とか機能性 の
0:09:11	が確定してきますので、
0:09:15	そこについては確定した段階で、一応、補正予定だということで、
0:09:23	いうことでしたらとりあえず今は今の状態はそういう状態ですということで、
0:09:30	わかりました。わかりました。そういう説明だったということによろしいでしょ うか。
0:09:36	原子燃料工業のカキノキです。それをお願いします。

0:09:42	わかりました。いずれにしても今回申請範囲はこういう形でこの設備とかもいっぱい出てますけれども、追表ということで、今回新規もの以外のは、求められる安全機能について、赤線を引いたということ。
0:10:00	そうですね。ちょっとこれ大事な確認したいんですけども、別に第2加工棟に限った話でないんですが、1次から3次までに認可を受けた仕様表で下線を引いてない部分。
0:10:15	ここについては一切いじってないっていうことでよろしいですか。
0:10:22	原子燃料工業のカキノキでございます。一時から3、4次までの申請でございますが
0:10:32	いじっていないということでした書き方がですね
0:10:37	その第1次るときからですね少し変わってるところも変わってるっていうのは設計としては変更はございませんがもう少し丁寧な記載のほうがいいだろうというところまでですねあった場合は
0:10:53	若干表記を見直しているところがあるかも知れません。
0:10:58	規制庁ナガイですね、そういうふうにしてしまうと、意図してはいないのかもしれないけれども、何か。
0:11:10	判定に係る影響するとかですね。そういうことが出てくるといけないので、基本的にはもう既認可のものはそれで検査も進んでいるので、考え方としては、
0:11:27	なんですかね、1字一句変えないっていう
0:11:32	方針だという説明を受けられるかなとは思ってたんですけど、そうでないんであれば今回これも5次申請時とりあえず形式確認で受理してますので、ちょっと今後まだそこところは、
0:11:49	どの程度の違いがあるのかっていうのは、確認していかないと、今回5次で下線部分しか我々のほうでみないと何か意図しないエラーっていうか、設計変更とかが下線のないところにあると非常に
0:12:06	これ既認可の状態と変わってしまうので、基本的好ましくないんで、そんなところはちょっとなんらか。
0:12:17	もう検討が必要だとは思ってますんで、いずれにしても今日は事実確認ですので、
0:12:26	なんて言うんですかね、後で代表例でいいんですけどどの辺を変えたかっていうのは、
0:12:35	後でっちゃうかなんていうんだらう。第2加工棟はまだ認可を受けてないで第1次申請の今日この後ですね、確認する予定での設備ありますので、
0:12:51	そこの仕様表の中でまたちょっと確認できる範囲でちょっと状況は、説明していただきたいと思います。
0:13:00	まず

0:13:02	なんですね、その申請書間の取り合いについては、そういうことです。それからもう一つですね、設定が取り合いとなる設計が進捗したことによって、
0:13:17	その中で、判定基準が変わるとか評価の前提が変わってるっていうのがありますか。
0:13:29	原子燃料工業のカキノキでございます。基準が変わったものっていうのはないということに考えてございます。
0:13:40	わかりました。例えば設備の設計上、堰が何cm以上とか、そういうのは変わらないにしても何かなんかでそういう溢水源となる設備の設計が確定したことによって、
0:13:56	何か今まで小さいたぐったのが大きい水量になって何か水がちょっと上がっているとか、そういうのは、5次申請例えば溢水だとそういう例ですけど、それ以外にも何か既認可の
0:14:12	内容に影響するような
0:14:16	評価の変更というのはふくまれてますか。
0:14:23	原子燃料工業のカキノキでございます。そういった事例はないというふうに考えてございます。
0:14:30	わかりました。我々規制庁のほうでも一步一步そこです、既認可のやつと、なんかの間違い探しじゃないですけどそういうことはしませんので、
0:14:43	いずれにしても今後は今後の面談の中でそういうのは、具体的に確認はしていくことになると思いますけれども、
0:14:54	基本的、まだちょっとそういう変更点はあれば整理しておいてください。
0:16:06	はい、じゃあもう一度再開します。原子力規制庁ナガイです。もう1点ですね、先行申請との観点と取り合いというか今回借りとるにあたって、昨年の4月。
0:16:22	そういう立場で認可を受けた設計仕様については、それ以前の廃止された加工施設の技術基準、これで内容的には変わるものではないんですけども、その設計番号が条文の基準にした設計番号が、
0:16:40	引っ張られています。それで、今回第5次申請で追表を作成するにあたって、この新しい基準との差分と言いました条文の入れ替わったのはどういう考え方で整理。
0:16:55	されてるかっていうのを説明していただけますでしょうか。
0:17:04	すいません。原子燃料工業のカキノキでございます。この変更でございますが、技術基準の内容そのものにはほとんど影響なかったものですので、
0:17:19	旧技術基準の番号ですね新しい技術基準の番号に置き換えた上で設計番号のつけ直しているということで状態でございます。

0:17:30	原子力規制庁の永井です。そうすると最初に確認したその記載の適正化というか内容に関わることはないんだけど、そこはそういう考え方で変えて今変えてしまっているってということですね。
0:17:49	原子燃料工業のカキノキでございますがおっしゃる通りでございます。
0:17:57	わかりました。その他のその他っていうかね。
0:18:01	そういう形で分割し、これは皆さんのあれじゃないんですけど、法令が変わったってということで、若干なんですかね。余計な手間がかかってしまっているというのは理解するんですけども、既認可との整合を
0:18:18	取る上でですね、
0:18:21	その差分については、いずれ明確なんか明確にした上で最終的にどうするかっていうのはちょっと検討する必要はあると思いますので、今現状そうなっているっていう事実か。
0:18:36	確認させていただきました。
0:18:40	それから、取り合いについては以上になりますけれども、
0:18:47	その他に何か構成上の違い。
0:18:51	使って5次申請で4次までの申請からこんなところ変えましたっていうのがありますでしょうか。
0:19:02	これは審査会合資料今ちょうど
0:19:07	webexの場面からきえましたけど、本日の資料の中で、そういう点を説明している部分があれば御紹介いただけますでしょうか。
0:19:20	原子燃料工業のカキノキでございます。4次申請から5次申請の間で変わったこと申しますと今回ですね前半申請と後半申請に分けるということを加工事業変更許可に届けて、
0:19:37	させていただいた明確にさせていただいたところございまして、そちらを今回の説明資料のところで反映していると。
0:19:47	いうところが変更になってございます。あと、
0:19:52	前半申請の施設と後半申請の施設に分けて上では申請の施設を先行して使用したいと。
0:20:00	いうことで記載してございますので、
0:20:04	この申請を作成するにあたってですね、前半申請を独立性っていいですか後半申請の安全機能に依存しなくても、申請の施設の安全性、
0:20:18	適応性が確認できること、それから、後半申請の前半申請施設に対する波及的がないこと、それからの加工事業変更許可申請書にお示した安全設計の基本的方針に変更がないことの確認をした結果の概要を、

0:20:35	5 ポツでございますがつけさせていただいているというところでございます。以上です。はい。
0:20:44	今の点も含めて、ちょっとまず審査会合資料全般で今の点はそれで生じたので、この資料について、特に本文のところ全体、
0:21:01	変更点なければ変更ないでも結構ですけども、特に
0:21:07	これは今後審査会合でもメインになる資料になると思いますので、ちょっと御紹介いただけますでしょうか。変更なければ変更なくて結構ですけども、
0:21:20	原子燃料工業のカキノキでございます。今回、特に大きな変更はございません。一部ですね一部図の構成とかを見直さところとかございますが、それは特に
0:21:36	変えたってところはないということでございます。以上です。
0:21:39	わかりました。
0:21:45	とりあえず資料についてはわかりましたので。今の御説明もうちょっとですね、事実確認も踏まえて、我々のほうでも5次申請を確認、提出されましたので、
0:22:00	審査に着手したところなんですけど、これまでのところで、この入って別にしてどこでどういうことが書いてあるのかっていう観点でちょっと幾つか質問したいと思えますんで、それを具体例をもって何か申請書のつくり込み。
0:22:20	ちょっとこの説明の資料で御回答いただければと思えますんで、特にこれから確認する観点は、
0:22:32	第4次申請も今審査中のところですけども、特に第5次申請で新たに申請される設計、例えば特に
0:22:46	粉を扱う設備とか設計基準事故の想定される設備であるとか、それでインターロック、警報インターロックとかそういう申請の仕方について、どういうふうに作り込んでいるかっていうのを、
0:23:03	確認したいと思えます。で、最初にですね、
0:23:10	連続焼結炉ここは許可で設計基準事故の発生が想定されていますけれども、その許可に記載した設計基準事項のシナリオがね、これは当然、
0:23:25	設計基準事故ですから、発生が進展事故が進展していくという評価をしているわけですけども、それに対して、まず発生防止、それから拡大防止、
0:23:40	それから影響緩和ですね、最後は建物で閉じ込めっていうことになると思うんですけども、これのですね、今回のその申請書の中で、どういうふうな考え方で整理して記載しているかっていうのを、
0:23:57	連続焼結炉のですね。
0:24:00	何ページになりますかね。仕様表。
0:24:07	115 ページから連続焼結炉ナンバー2 の値というのがありますけれども、



0:24:21	特に今までと同じ設計番号はいいんですけど、今回、新規申請になって、どういうふうな整理をして今の設計基準事故に着眼したときに、
0:24:36	そう整理しているかってのはちょっと事業者の方から説明をお願いします。
0:24:53	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
0:25:09	原子力規制庁ナガイです。今の点はちょっと難しいかもしれないので、後半で、この面談の後半回答いただきますので、ちょっと確認をしておいてください。
0:25:25	もう少し簡単なやつから進めたいと思います。次は臨界の件で、ちょっと確認させていただきますので、これは
0:25:42	まず最初にちょっと簡単な事実確認になりますけれども、申請書の 224 ページで、
0:25:53	そうですね。複数ユニットの
0:25:58	面間距離が出ています。具体的な数値等は非公開情報になるんで申しわけありませんけれども、図は 2P の説の 1(5) っていう 200。
0:26:15	224 ページですね、ここで、先ほど後半申請にするという。
0:26:22	言っていた提案のですね、複数ユニットの面間距離があんの青い矢印で本申請の適合性を確認して書いてあるんですけど。
0:26:38	これはどういう、何をどういうことを意図して申請対象にしているんでしょうか。
0:26:49	はい、原子燃料工業のウツミでございます。
0:26:54	こちらのですね
0:26:57	番号で言いますと、
0:27:00	2 - 2 - 10 と 2 の
0:27:03	2 の
0:27:08	19 - b でよろしいでしょうか。
0:27:17	原子力規制庁の永井です。ちょっと申請書のほうは、図が小さくて見えないんですけども、別に一行一行特定しなくていいんですけど、今 214 ページで 1 階平面図があって、
0:27:32	今後、
0:27:35	これ部屋名っていいのかなああんまり言うとなんか、ここの下半分ですね、部屋の中にある設備は、このエリアは、先ほど後半申請すると言っていたんですけども、その中で、
0:27:50	なぜ複数ユニットの面間距離だけ今回申請しているのでしょうかということですが、1 個の設備というよりは、
0:27:58	逆にこれは申請しないと何か前半性に影響する、何が影響するのか説明をしてください。

0:28:10	原子燃料工業のウツミでございます。ご質問いただいたですね
0:28:15	第2加工棟の下半分の今回申請で確認するという矢印をつけている設備につきましては、設備といたしましては
0:28:28	次回、後半申請のほうに先送りする設備ではあるんですけども、こちらですね他の設備とは違いまして台車で固定されていない設備でして、保守性を見込んで複数ユニットの評価のほうでは各確認をするという。
0:28:45	矢印を入れているんですけども、今回説明性の点からですね、
0:28:52	こちらの下半分の今回確認するとしている設備につきましても、次回以降申請をするというふうに修正を行おうと考えております。以上です。
0:29:05	はい、原子力規制庁の永井です。
0:29:09	まず、皆さんのプロセスっていうか、こういう申請のプロセスなんですけど、日付とけれども2月の
0:29:23	皆さんの資料の中に書いてありましてですね、令和3年2月1日、
0:29:34	すみません、2月9日付で変更の許可の変更の届け出がまずできていて、で、これこれこういう設備については次回以降になりますっていうことになってるわけですね、
0:29:50	この今運搬台車とおっしゃられましたけどそれは、まず今回の申請対象になっているんですか、それともなっていないんですか。
0:30:00	先送りするものですか、そうでないんですか。
0:30:05	原子燃料工業のウツミでございます。先送りする設備でございます。
0:30:11	ということなので、
0:30:14	これは、
0:30:16	審査会合前なので第5次についてどうこうっていうよりは、まず、もう4次までにも何回もお伝えしているんですけど、まず申請しようとしている建物構築物設備機器については、位置
0:30:31	それから構造強度をまず示した上で求められる安全機能を申請してくださいっていうことでこれ別にこの例だけでなく、もう一事が万事すべてです。4次も今審査中ですけど、やっぱ
0:30:47	相当でも、そういう寸法が書いてない、抜けている、もしくは許可通り出ないっていうのが散見されているので、何を基準に皆さんはこの設計しているかと我々は、
0:31:04	別にクローズしているわけじゃなくて、認可基準というのが明確で、許可の通りとそれまあ当然変更届も含めてですけど、それから技術基準適合しているかっていう観点で見ますので、皆さんの申請書がそうになってない。

0:31:20	全部がだめなんですよ。ここは今の事実確認でわかったのもそれ以上の突っ込んだ議論はこの場ではしませんけれども、要するに1個1個の、設備が
0:31:35	申請されていない中で、面間距離だけを申請するっていうその保守性を見込んでおっしゃられたのはわからないではないんですけど、ここの中の設備はもう使わないっていうことで、
0:31:50	届け出がされていますので、
0:31:53	当然使わないっていうことですので、今保守性って考えられて言われたんで1点ちょっと確認しとかないといけないのは運搬台車っていうのは、この後もちょっと臨界で確認しますけど、部屋を跨いでですね、使うものがあるんで、共用するっていうのは、許可であるんですけど。
0:32:11	ここの台車っていうのは何か共用はあるんでしょうか。
0:32:19	原子燃料工業のウツミでございます。図のほうで示している台車につきましては
0:32:26	こちらは図で示しております1階の中で使用する設備でございます。以上です。
0:32:31	すいません、原子力規制庁の永井です。1階っていうよりは、臨界の領域なり、単一ユニット複数ユニットでそれぞれの動ける範囲が、
0:32:48	決まってるんじゃないかと思うんですけども、その中で以外超えて越えてっていうのは当然どっかからどっかまで運搬しなきゃいけないので、両方ここでできた粉末なりペレットをどっかに運ぶために、
0:33:05	これを申請しとかないとそっちの部屋で使えないっていう状況が発生しているんでしょうか。状況っていうか、許可で使えるようほかの部屋でも使えるようにしているんですかということについての質問ですけど。
0:33:21	いかがでしょうか。
0:33:22	原子燃料工業のウツミでございます。設備の使用範囲につきましてはですね、許可で申請させていただいたこちらの設備ですと、
0:33:35	臨界管理上の第2-2領域の中のみで使用する設備となっております。それ以外の領域での使用はいたしません。
0:33:44	以上です。原子力規制庁ナガイです。わかりました。
0:33:51	ということで、この図を見たときに、何で青い線が今回申請になってるのかっていう疑問になりますかってことです。今日はまだ補正しろとかどういふ同様とするという
0:34:06	実際に今の御説明もう聞いた上で許可の範囲とか設工認とか、全体を見ないと何とも言えない部分もあるかということで、まずパッと見たときに、そういうことで気が付きましたっていうことで、まず1点目です。

0:34:22	それから、次の点で、臨界について確認したいと思いますんで、次はですね、ええと。
0:35:05	これはですね、ペレット搬送設備の
0:35:10	No.3、
0:35:12	です。
0:35:14	これはですね。
0:35:22	今回ですね、第5次設工認で、
0:35:26	どっから仕様表からちょっと展開。
0:35:31	しましうかね。
0:35:33	これ設備番号が5000とんで、42番。
0:35:38	なりますので、すいません、ページ数が今、
0:35:43	ちょっと前提こないんですけど、貯蔵
0:35:48	貯蔵設備に位置付けられてます。これは貯蔵設備ですので部屋の位置とかも、基本的には非開示情報になってますので、
0:35:58	ちょっと申し上げられませんが、
0:36:06	申請書を確認していたんですけども、まず順番にいくと643ページ。
0:36:15	この
0:36:18	ここにですね。
0:36:20	すいません。失礼しました。
0:36:42	ちょっとお待ちください。
0:37:10	すみません、規制庁ナガイです。失礼しました。659ページに、
0:37:20	表への2Pの
0:37:26	説6-1ということで、ペレット搬送設備、No.3のペレット保管台車っていうのがあります。で。
0:37:36	ですね、その前の
0:37:41	その前載ってるか前半部分の名称ですね、ペレット搬送設備No.3っていうのがの中には、このペレット保管台車というものとそれからペレット保管台車No.1っていうのと、
0:37:59	ペレット保管台車No.2というのは記載がありますので、これですね、まず単一ユニットを確認していたんですけども、許可の中で、直接ちょっと読めなかった状況が
0:38:16	ありましたので、ほぼですね、単一ユニットの根拠というか、なぜこうなってるのかっていうのは、ちょっと御説明いただけますでしょうか。

0:38:28	具体的に何ページのどこでこういうふうになって、こういうふうにしてみれば、ここは今後またこういうふうにしてますのでそれは許可のどこに適合するんですっていうことを御説明いただけますでしょうか。
0:38:55	原子燃料工業熊取事業所でございます。少々お時間いただいてもよろしいでしょうか。
0:39:03	原子力規制庁の永井です。どうぞ。
0:39:24	原燃工カキノキですけども、どうぞ。先ほどの爆発の
0:39:36	設計基準事故の設計のところちょっと回答させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか
0:41:31	はい。原子力規制庁永井です。調べてる間に時間があるようですので、事業者の方からその前にですね、確認をお願いした設計基準事故のシナリオといえますか。
0:41:47	火災爆発の
0:41:55	シナリオに沿った申請についての事業者の方から説明をお願いします。
0:42:01	原子燃料工業のカキノキでございます。爆発による閉じ込め機能の不全と。
0:42:06	以下の設計基準事項についてでございますが、一応想定しているのはですね連続焼結炉今回申請している連続焼結炉の爆発を想定しておりまして、
0:42:19	その場合ですね連続焼結炉ように、圧力逃し機構というのを設けてございまして、
0:42:26	そのため、爆発による炉本体の損傷、或いはあと周辺設備の損傷を防止すると。
0:42:35	ということでウランの拡大、ウランの漏えいの拡大を防止すると。
0:42:40	そういう設計としてございます。これが今回の申請中でも圧力逃し機構をいれていると。
0:42:50	いうところでございます。あと、失礼しました。その発生防止のほうでございますが、
0:42:59	自動窒素ガス、失礼しました
0:43:04	アンモニア分解ガスの圧力が展開した時の自動窒素ガス切替機構、それから、
0:43:12	可燃性ガス漏れたときの可燃性ガス、
0:43:17	の検知機構とそれから
0:43:20	その時の緊急遮断弁っていうのを設けてですね
0:43:24	発生防止のほうを整理してございましてこういったところは連続焼結炉の仕様表の火災爆発の防止の設計というところで記載をしているという状況でございます。以上です。

0:43:37	はい、原子力規制庁永井です。
0:43:41	それが、そうすると、まず発生する前の発生防止という観点では今説明のあった通り技術基準の要求に踏まえて、これは 120 ページ、119 ページの
0:44:00	から仕様表その前ですかね、118 ページの火災による損傷の防止のところで、
0:44:08	発生防止とかを整理しているということですね、先ほど最初に説明のあったんや増発生しないようにするんだけど、事故シナリオで発生した後の
0:44:23	拡大防止とか影響緩和の設計はというふうに
0:44:27	整理して技術基準の適用性を整理して記載しているんでしょうか。
0:44:41	原子燃料工業のカキノキでございます。
0:44:46	拡大防止の記載場所確認いたします。
0:44:51	お待ちください。
0:44:52	はい。
0:45:02	すいません規制庁のタナベですが、ちょっと確認しているついでに私からも一行連続焼結炉について一個確認してもよろしいでしょうか。
0:45:13	規制庁ナガイですお願いします。
0:45:15	熊取事業所よろしいですかね。
0:45:16	はいすいませんカキノキでございますすいません。
0:45:19	はい。
0:45:20	今回の安全機能として圧力逃し機構がついているってということで、仕様表見ると安全弁というのがついてると思うんですけども今回のテーマで時から事実確認として、
0:45:36	圧力を逃す先ってというのは、室内に逃すのかはたまた排気系統に逃がすのか、どちらですかね。
0:45:52	はい。
0:45:54	原子燃料工業上村とか、
0:45:57	さっき言ってます原子燃料工業上村でございます。
0:46:01	焼結炉の圧力逃がし弁から逃げたガスでございますけれども、こちらについては基本的には炉内のほうに放出されます。ただですね焼結炉のほうについてはですね、上面天井側にですね。フードが設けられておりましてそこから局所排気、
0:46:18	局所排気設備ですね、のほうで廃棄されていくというような形になってございます。以上です。
0:46:28	規制庁タナベですありがとうございます。ちょっと今の話で許可範囲の話があったと思うんですけども、そうすると結局爆風圧みみたいなのが局排側にもですねかかったりするものなのでしょうか。ちょっと今の説明だとこちらにて圧力が

	かかるものなのかなというふうにちょっと思ったので、ちょっと確認なんです が、
0:46:57	原子燃料工業上村でございます。爆発爆風圧の件でございますけれども、基本的には圧力逃がし弁についてはですね
0:47:10	焼結炉の上向きについてでございますけれども、その直上のほうにはですね、特に
0:47:20	直接的にその局所排気設備があるわけではございませんので、直接的に圧力逃がし弁から爆風が出たとしても、特に損傷することはないと考えてございます。
0:47:33	規制庁タナベです。ありがとうございます。ちなみになんですが、今回その圧力逃がし弁で可燃性ガスとかがたまらないようにするというお話だと思うんですけども、
0:47:49	火災の観点にもちょっと、関連するんですけども、連続焼結炉内で可燃性が例えばプロパンガスとかが滞留するとかですねそういう設計上になっていないという理解でよろしいでしょうか。
0:48:18	原子燃料工業のカキノキでございます。内部に水素を使ってございますが、こちらのほうはですねえ排出口でパイロットバーナーをつけてございましてこちらでその水素を燃焼させてから排出するというので水素があって、
0:48:34	内部でですね蓄積したらたまらないような設計としてございます。以上です。
0:48:40	はい、規制庁の田辺でございます。今のはちょっとあれですね、技術基準の火災の条文に該当するところをちょっと話が出てしまったんですが、そういうキーの機器の中で可燃性ガスであったり水素とかが滞留しない構造となっているということで理解いたしました。ありがとうございました。
0:49:02	はい。原子力規制庁ナガイです。この面談はして審査会合を踏まえてしまうので、あんまり具体的にこれこれということではないんですけど、今、そういう御説明だったように、特にその設計基準事故に対する
0:49:20	発生防止、拡大防止最後閉じ込めの設計に関してです。
0:49:29	この質疑応答したような内容っていうのは、添付の説明書の中にきちっとまず書き込まれているんであればちょっとそのページだけ説明していただけますでしょうか。特に最後に確認したいのは、
0:49:46	拡大防止もあるんですけど、安全機能を有する施設の技術基準の要求事項には、設計基準事故時の環境に通常時だけでなく、ファイルのいわゆる設計基準の中でまた
0:50:02	設計基準事故時の環境を具体的に示した上で、それに対する設計だということ、どこら辺で説明しているかっていうところだけなの具体的な内容で結構ですけど。

0:50:18	の
0:50:19	説明していただけますでしょうか。
0:50:23	はい。
0:50:35	原子燃料工業のカキノキでございます。
0:50:40	添付資料 2408 ページに設計基準事故時の
0:50:46	想定される環境条件をですね整理した記載をつけてございます。
0:50:54	この 2408 ページのですね、真ん中から真ん中の辺りに設計基準事故 という ことで
0:51:03	爆発による閉じ込め機能の保全、
0:51:06	のところを記載してございまして、爆風とともにまああの、ウラン粉末が室内に
0:51:14	漏えいすると。
0:51:16	いう状況に環境条件を想定してございます。以上です。はい。一応規制庁の永 井です。わかりました説明はこういう形で書いてあるっていうことでわかったん ですけど。
0:51:31	これで壊れないっていうためにはまず設計基準事故時のその爆風圧がどれぐ らいで、先ほどの逃がし弁がどれぐらいの設定で作動して作動したら、室内の 圧力が、
0:51:47	具体的にどれぐらいあがって、なり、それからもしくは
0:51:52	連続焼結炉の
0:51:55	上端のフード外から気排系に表れて以降にもバックががくんであれば、そちら の方が気排系であるとか、フィルタは損傷しないってというのは、とこら辺に説明 して記載しているんで、まず具体的な
0:52:16	設計条件が本文に記載されている箇所はあるので
0:52:21	あれば説明していたページだけ説明してください。それに対する設計だってい うところは今のシナリオとしては説明はそれでわかりましたけど、具体的にどう いうふうに設計しているのかっていう
0:52:37	設計条件が記載されているページを説明していただけますでしょうか。
0:52:50	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただいてもよろしいでしょうか。
0:53:44	原子燃料工業のオカダです。この時間ちょっととしまして先ほどのペレット搬送 設備ナンバー3 の臨界に係る件で、
0:53:59	回答したいと思いますがよろしいでしょうか、
0:54:55	原子力規制庁の永井です。続けてください。
0:54:08	はい。今回申請しておりますペレット搬送設備ナンバー3 のペレット保管台車 を例にとりその単一ユニットの構成ですけれども、申請書の 659 ページに



0:54:25	単一ユニットの臨界ということを書いております。基本的にこの設備に関しましても既設で臨界に関わりましては変更ございませんね。
0:54:36	仕様としましては出てます。
0:54:42	ペレットの
0:54:44	保管容器を
0:54:48	運ぶためのパレットに載せてですね。
0:54:51	一定の厚さのもとで運ぶ設備でございますので、
0:54:58	厚さ、
0:54:59	制限のもとでの単一ユニットとの仕様にしておる設備でございます。その単一位とのその厚さ制限の制限につきましては許可のですね、
0:55:14	これ文献値からとっておりまして、許可の 5 - 26 ページに計上寸法で制限をとる設備ということで、その制限値が書いてありますそこでそれをもとに、
0:55:31	核的制限値を定めています。
0:55:34	で、
0:55:36	さらにですね、この設備につきましては、
0:55:43	パレット辺りのペレットがパレットで別途保管容器を運ぶということがございまして、さらにこの
0:55:53	設備を設置している位置がですね、ペレットの貯蔵庫からペレット運び出すという台車になっておりますので、ペレット等の貯蔵庫を設置しております領域、
0:56:09	原子力の永井です。すみません今場所を確認したいのは、申請するページを
0:56:17	したので、できるだけ引用して説明をお願いします。
0:56:21	今 659 ページを
0:56:25	の臨界防止の欄について説明しています。
0:56:34	この設備につきましては、示しますとおり第 2 - 3 領域に設置しております。
0:56:46	単一ユニットの一部を構成しているということで、
0:56:52	領域には、
0:56:54	それをペレットのその貯蔵庫がございましてそれについては、申請書の
0:57:02	ページ 749 ページの
0:57:08	ペレット保管ラック B 型 No.1 と。
0:57:13	いう貯蔵庫がございまして。
0:57:16	こちらの
0:57:19	臨界防止の欄、ページ 749 - 臨界防止の欄を見ていただきますと、
0:57:30	計上する形状寸法制限の中にですねその棚配列というところで、
0:57:37	ペレット保管パレット一個を収納する棚の配列と。

0:57:42	いう制限がございます。その中の括弧書きの中にこの配列には臨界計算をしておるんですけども、
0:57:51	その配列には先ほどのパレット一個を搬送するパレット搬送設備No.3、
0:58:01	ここを見ますと、
0:58:03	ということが書いています。
0:58:06	これを踏まえまして、貯蔵庫のページ 749 の
0:58:15	そのパレットを運ぶところパレット一個の制限ですとか、
0:58:21	パレット保管容器の制限が書いてあります。ページ 749 ページで言いますと、 臨界防止の欄のちょうど臨界防止と書いてあるところの右辺りにですね。
0:58:33	形状寸法制限の
0:58:36	ことが書いてありましてパレット辺りのパレットとか容器のことを
0:58:41	制限が書いております。
0:58:43	この記載をですね、この箱ば方のページ 659 ページのそのパレット保管箱台車の臨界防止の欄にもパレット、
0:58:56	保管容器をパレットあたり運ぶということで、同じような記載をしていると、こういう構成にしております。で、このパレットのそのちょうどのパレット還付ラックB型No.1の
0:59:14	臨界計算については許可ですね、評価の
0:59:18	5 - 36 ページ。
0:59:23	に、
0:59:25	許可の段階で臨界計算による核的制限値ということで、
0:59:29	定めておりましてこの
0:59:33	記載と
0:59:35	同一のものが設工認でも記載しているという構成になっています。以上です。
0:59:44	はい、原子力規制庁ナガイですよ。今の
0:59:50	具体的に図面で配置一応確認したいんですけども、何だろうっていうか配置図は何ページをみればよいのでしょうか、
1:00:41	原子力規制庁の永井です。すみません私どもから見たページをお伝えします。間違っていたら言ってください。788 ページ。
1:00:54	これは領域A点ですね図イ建 2pの節 1 の(5)で、第 2 - 3 上位の複数ユニットの全体の配置図というのはありますんで、ここで今の管理番号の下の表ですけども、
1:01:13	管理番号 5000 飛んで 40 先ほど紹介になったパレット保管ラックB型 No.1 というのは 5000 飛んで 40%って、それに関連する設備として 5040

1:01:29	1234 とペレット搬送設備のNo.3 が 3 台あって、それからペレット保管台車それから台車のNo.1No.2 と名前が似てるんですけど、3 台あるということで、どこにあるかって見ると、この
1:01:46	なかなかですね、一点鎖線で単一ユニット範囲って書いてあるところですよ部屋の名前はお伝えしませんけれども、ここのユニットのが一つの
1:02:03	2 - 3 領域を構成していて、その中にこういう搬送設備があるということを確認しまし。で、確認したいのは、今オカダさんのほうから御説明のあった。
1:02:21	評価の 5 - 36 ページでですね、ここではパレット1個を搬送するペレットの
1:02:31	ペレット搬送設備No.3 及びペレット搬送設備何倍を含むと言ってるんですけど、このペレット搬送設備No.3 が 3 倍あるんですけど。
1:02:47	これは
1:02:49	一つ一つたすとペレット内パレットは3個になるんじゃないかと思うんですけど、ここの許可の評価の条件と今回認可を受けようとする。
1:03:03	設計というか、臨界の単一ユニットもしくはそこで計算の前提となっているこの領域の全体の評価はどういうふうに、
1:03:17	適合性を確認、許可との適合確認すればよろしいでしょうか。
1:03:29	うん。
1:03:31	原子燃料工業のオカダです。
1:03:35	今の件につきましては、先ほど示していただきましたページ 788 ページの、
1:03:49	説明いたしますと、ペレット保管箱台車が 3 台あるということですけど、
1:03:58	まずナンバーがついてないペレット保管箱台車は、その部屋の紙面で言うと下側、
1:04:08	の列で下側の工程ラインにペレットを出す設備で、
1:04:16	一つのパレット運び出すと。
1:04:22	残りのそのペレットほかナンバーがついてる台車ですねにつきましては、逆に言うと北側の
1:04:30	紙面上側のラインのほうにパレット一個持ち出す設備になっておりまして、これもちょうどこのまま配列の延長上にあるということで、2 台あるんです。
1:04:45	ナンバー1 と 2 と 2 台あるように見えてますけれどもその運び出すラインですね、ナンバー1 の台車とナンバー2 のラインが出した直角に
1:04:58	繋がっておりましてそれをナンバー1 と 2 本分けて申請耐震上の問題もあったと思うんですけども当時、
1:05:07	ほんで分けた設計をしておりますので、許可で言うところのパレット1個を搬送する。

1:05:16	ということで、列に関しては、特に許可の、その計算の範囲の内側に入っていると考えております。
1:05:27	はい。原子力規制庁長永井です。で、実はこのペレット搬送設備 3 は 3 台でなくて、既認可のさっきのペレット保管ラック B 型 No.1 の第 1 次設工認で
1:05:42	ラック B 型にもペレット搬送設備 No.3 があって注 1 が書いてますけど、そこには同じ搬送説明についてもペレットスタックークレーン、この図でいうと左側 D
1:05:58	2 - 3 の (1) 領域の矢印にあるんですけど、トレイこれもあると全部でなく、
1:06:07	一つ一つ分けると 4 台あるんですけど、ですから、これが例えば同時についていうか、この評価に対して、パレットが
1:06:21	どういうその前提で評価をしているかっていうことを確認したいんですけど、例えばどれか 1 台しか使えませんでしたか何かこれ、普通に考えると受け入れて、左から受け入れて、右に払い出しということであれば、
1:06:38	当然、その一方、2 番の搬送設備の 3 のペレット保管箱台車に載せて次の工程に払い出すであれば当然そこは棚から一つ、
1:06:53	少なくなるわけだから、内数に入った評価になっているのか、もしくはなんか逆コースもあって、戻ってくることもあってですね、みんながここに集合すると、パレット一個を搬送する台車じゃなくなって、
1:07:08	四つっていうか三つなのかもしれませんが、そういうことはないんですか。
1:07:18	はい。
1:07:20	原子燃料工業のオカダです。
1:07:23	同時にそのパレット多くということも考えは、それとあとペレットのスタックークレーンといいまして今度は逆に、2 階の方に上げていく設備もこの 2 - 3 領域の中で、
1:07:41	にございましてそれぞれすべて動くものに対しましてもこのペレットの放管架ですね、こちらは棚はですね
1:08:01	高さ方向の横にも広がらないものですのでその位置だと、
1:08:10	1 個ずつ運んでもですね計算の範囲内で込まれるという考えていますのでそういう制限はございません。
1:08:20	原子力規制庁ナガイです。今日はここまでで、この点についてはここまでなんですけど、要はの許可の範囲での設計されているってことは引き続き確認する必要があると思っておりますので、
1:08:35	今説明ありませんでしたけれども、その許可への適合性説明については 2158 ページ。
1:08:44	ここで今のですね、説明あったようなものが、
1:08:50	また、書いてあるんですけど。

1:08:53	ここで 2158 ページの 9.1 表二の加工事業変更許可における説明書等設工認における説明書の対比とか当該設工認、加工施設の設置、
1:09:09	そこにへの対応状況ということで、今のペレット搬送設備ナンバー3のペレット保管箱台車この備考欄にまさにその今確認したような内容が
1:09:24	書いてあって、ここを読むと、何か、最初の段落はですね部屋の名前は言いませんけど、領域が出てますね。最初は 5040 番のペレットを 34 行目ですけど、5040 番のペレットとか、
1:09:42	ラックB型の適合確認。
1:09:45	を行うにあたって、この 5042 番は含まれていると。
1:09:54	書いてあるんですけども、その本施設を設置する。その次の段落ですね、本施設を設置する運送 2 - 3 領域には一つの単一ユニットペレット簡略B型のみを配置する設計ということで、
1:10:22	ごめんなさい。その上でですね、上のところに
1:10:29	なんか、ここはよくわかんなかったんですけど、本施設が当該領域に設置されていることを確認し、これをもって本施設の当該領域におけるに安全に係る適合性を確保するっていうのは、
1:10:44	何か許可に入っている評価だとか入っていないと言っているのか、そこがちょっとまあ説明の中でも、よくわからなかったし、そもそもそのパレットパレットがどこで出てくるだろうとって、
1:10:59	実は探してたずっと追っかけていくとこういう状況で今みたいに一つのユニットになっているっていうのは、
1:11:09	だんだんわかってきたんですけど、これをだけでも結構な時間がかかってですね。ですので、何を伝えたいかっていうと、皆さんが適合性説明する上で、臨界については、ここにこういうことは書いてあって、ここにこういうことを書いて、
1:11:26	で、許可との整合見るときは、ここ見れば、ここに必ず書いてありますっていう、その戦略というか、構成、申請書の構成を
1:11:39	ぜひですね。せば、今後の面談でもそうですね、説明をしていただかないとな思いつきで、これは添付の説明書に書いてありますとか、これはこっちですとかっていうことだと、それを追い切れないので、
1:11:55	もう何か皆さんの適合性説明をどこにどういうこと。
1:12:02	こういう許可の適合性を見たいときはどこ見てこういうふうを追っかけていくと見れるように書いてますっていう説明をこの事例でですね、して欲しかったんですけど、これ見つけるだけでも実は半日以上。
1:12:19	私どもであるかってほかにも何かこの辺の記載している部分があれば、説明していただきたいんですけども、
1:12:34	はい。

1:13:13	失礼しましたじゃ、もう少しお待ちください。臨界についても、今日はもうここまでにしますので、こういう状況ですので、申請書のつくり込みを体系だって今やられてることとは思いますが、
1:13:28	そういう今状況ですっていうことを皆さんにも御理解いただいて、よく説明が我々の審査もスムーズに進むように、どこを見れば何が書いてあるのかっていうことをですね、まだ引き続き、
1:13:46	この5次だけじゃなくて4次の設工認も同じ状況ですから、確認をさせていただこうと思っていました。特に複数ユニットについては、今回初めての申請になりますので、今までは単一ユニットとだったので、
1:14:03	どこに設置されていても一つ一つが臨界防止の設計になってればいいんですけども、こちらについては、そういう状況が初めての設計ということで今確認させていただきました。
1:14:17	大体状況がわかりましたので、この臨界については以上になります。で爆発のところの回答を引き続きお願いします。
1:14:29	はい。
1:14:29	原子燃料工業のカキノキでございます。お待ちください。
1:14:39	原子燃料工業上村でございますと、
1:14:43	圧力逃がしのところでございますけれども、まず基本的にはですね連続焼結炉ナンバーワンの仕様表ですね、121ページにございますけれども、設計番号で14.3 - F1というところで、この今回の圧力逃がし機構を設けると。
1:15:02	いうことをうたっております。で、先ほどちょっと御指摘のございました圧力の逃がしそのまま圧力作動圧とかの件に関しては、現状今、仕様表の中では作動圧というものをに入れておりませんでちょっとこれ仕組みで的なところもちょっと補足して御説明しますと、
1:15:20	基本的にはこの圧力逃がし機構の弁なんですけれども、バネ式とは書いてございますけれども、基本的にはバネでふたが閉まる軽度のバネ力になってございまして基本的にはその蓋の自重を
1:15:34	超えて内側から圧力がかかりますと開放するような設計になってございます。基本的にはこれに関してに対してですね爆発時の内圧上昇というのはかなり高いところ、具体的な数字言いますと、例えば ■■■■■ ぐらいになると思います。
1:15:52	けれども、ちょっとこの辺の数値はまだ現在ちょっとこちらの資料には書き込まれてございませんけれども、■■■■■程度に対して、圧力弁に対しては、大体 ■■■■ で作動するところと、圧力で言いますと、■■■■■で
1:16:09	浮き上がるというような形になってます。したがってなかなかこの場のばね式と言ってますけれども明確な設定値というものがございまして、自重によ

	って浮き上がる程度だということ、なかなかちょっとこの明確な数字といたらいんですかね作動圧っていうところが書かずにいるというような状況でございます。
1:16:29	ちょっとご指摘いただきました。実際の炉内の内圧が上昇するときの内や爆発、
1:16:39	過圧が起きてるときの炉の中の圧力上昇ですとか、どれくらいどれくらいのガス量が発生してどれくらいを圧力の逃がし機構で逃がすのかが資料として、こういった点に関しましては、現在申し訳ございませんけれども、申請書のほうにはちょっと記載がございませんので、この点に関しましては、
1:16:58	別途補正のほうで記載をさせていただければと思います。以上でございます。
1:17:06	原子力規制庁の永井です。状況を御説明いただいたんで、わかりました。これはあの5次の申請に対しては、審査会合でお伝えするんですけども、4次までの申請でもそうなんです、結局適合説明が皆さんの所、抽象
1:17:25	ちょっと5次じゃなくて4次持っていたきたいんですけど、説明の内容としては今みたいに正しいんだと思うんですけど、抽象的過ぎて設計の認可を受けようとするいわゆる設計確認値ですかね。
1:17:40	そういうものがこれ今1例で確認しましたけど、そういうものが今、今までも記載されていなかったし、今回も記載されていないという状況が今この事例で確認できましたので、今日の面談は、
1:17:57	そういうことを確認しましたということで、安心したいと思ってその上で、審査会合って、そういう動的なものであればまた位置付けはですね、確認した上で、今後の審査の進め方については確認していきたいと思います。
1:18:16	よろしいでしょうか。
1:18:19	原子燃料工業のカキノキでございます。ご指摘予定承知いたしました。
1:18:24	規制庁ナガイです。5次申請なんでまだ指摘事項までいってなくて事実確認です、
1:18:34	どういうふうに進めるかっていうのは審査の論点になるような事項が今これまでどんな状況かっていうことを示してますので、
1:18:46	個別の事例はもう長くなるんでそれぐらいにしておいてですね。
1:18:51	そのほかに何か個別の事例耐震とかでありますか。
1:19:24	規制庁の池永ですけども、臨界のところですね、
1:19:30	たくさんあるんですけど、二つほどちょっと今日お伝えしたいと思うんですけど、
1:19:34	臨界の成型、被覆、組み立て、貯蔵ずっとこう見ております。許可に核的制限値が書かれてる表がございまして、この表の通りに仕様表が落とされてるか。

1:19:50	それからそれは図面でどうなってるのって、ちゃんと書かれてるかというような見方をしております、
1:19:57	被覆施設のそこなんですけども、仕様表の 409 から 501 ページまでありますが、仕様表が 442 から 501 ページにつきましては、図面のほうですね、
1:20:14	その制限値を確認しようと思ったんですが、図の 2 - 2 - 1 から図の 2 の
1:20:21	18 - 1。
1:20:23	これが仕様表に書かれてます。で、この図面が見当たらないんですよ。図二の
1:20:30	設何とかって言う図表はあるんですけども、その人定説が抜けた今申し上げた部分に - 2 - 1 から図の 2 - 18 - 1、これについては、私が行ったのかちょっと
1:20:46	それは確認させてくださいということです。
1:20:49	それからもう 1 点貯蔵施設の方なんですけども。
1:20:55	これもですね、許可のほうの核的制限値のテーブル、
1:21:00	で読めるとか読んだんですけども、かなりの施設がですね。その該当項目が許可のほうで読めないんですよ。
1:21:09	で、これは許可にはないってことはひょっとすると臨界の計算値を得られたのかなと思ってんですけど、この辺も確認してください。
1:21:23	ということです。以上の大きなところのその二つだけ確認させていただきたいと思います。以上です。
1:21:31	原子燃料工業のカキノキでございます。
1:21:34	まず最初のほうにご指摘のあったあのえっと図にないってところでございますが残るはずなの。
1:21:41	追表でございます、表の方はですね経営
1:21:47	単一ユニットの方はですねすでに
1:21:50	それまでの申請ですね御説明したところ、
1:21:55	もございまして添付図としましてはですねその当時のですねその前の地質の
1:22:03	図面をですね引っ張っているの載せているというような状況でございます。
1:22:11	以上です。池永ですが、図面というのは第 4 次か 3 次とかその前の申請載っている図面だということですか。
1:22:21	原子燃料工業のカキノキでございます。その通りで、おっしゃる通りでございます第 5 次にはこの図を乗けてないということですね。
1:22:28	次が追 4 次とか追 3 次と書いてあるところはですね添付図はそのときの次数の設工認申請書をご覧いただければというふうに考えてございます。わかりました。確認いたします。



1:22:45	それからもう1点の貯蔵の施設の方はどうでしょうか。
1:23:00	許可のほうの核的制限値のテーブルの中に該当しないような施設が幾つかございまして、これはどこでこの数値を持ってきたんですかということ。
1:23:20	今日はちょっと別に該当必要ございませんので確認していただいて、後日でここにあります。
1:23:27	こういう計算なので、許可ではありませんとか何かそういうような
1:23:35	恐れ入ります原子燃料工業のウツミでございます。具体的に一つ。
1:23:41	例をちょっと挙げていただくと非常にありがたいのですが
1:23:48	、659 ページ。それから 662 ページ、665 ページ。
1:23:52	この辺のペレット搬送設備No.3 ですけども、これは許可で搬送設備という項目がありませんので、どこから持ってきたのかなとも関わるんですけど、1 台を上げるという必要
1:24:15	これは今調べてもらわなくても後で行っていただいたら結構ですけど。
1:24:21	原子燃料工業のオカダです。
1:24:25	具体的な例を挙げていただいてページ 659 の
1:24:32	搬送設備ですね、こちらにつきましては先ほどナガイさんが臨界の質問で、2 - 3 領域の取り合いのところの説明していただいた通りでございました。
1:24:43	基本的に厚さ制限の設備なので、それは文献からこれをですね厚さ制限の 5 号の 26 ページの許可ですねすいません許可の 5 - 26 ページの
1:24:58	形状寸法制限値ということで、その厚さ制限値を持ってきております。既認可からそれを変更していません。さらにですね細かい数値書いてある点につきましては、この設備であと
1:25:14	2 のペレットのほかに乗せて搬送するというのもあるのと、その 2 - 3 領域のペレット東方ターンラック B 型 No.1 という貯蔵庫から
1:25:28	搬送機でそのペレット、
1:25:32	保管容器を取り出すと、いう設備についてはですね関連するパレットについてのあったその制限値。
1:25:43	は、許可で言うところの
1:25:47	はい。申請書でいきますと、
1:25:51	はい。
1:25:56	ページの 749 のですね。
1:26:00	ペレット置かなく B 型ナンバー 1 - 臨界防止の欄にもそのパレット辺りのペレット保管容器ことが書いてありましてそこから
1:26:10	聞いております。これにつきましては許可の 5 - 36 ページのペレット保管ラック B 型の核的制限値と

1:26:24	の値と同じ数値を持ってきております。そういう構成になっています。許可からの話になりますと本文じゃなくて、説明資料のほうから持ってきたという回答ですよ。
1:26:41	今のページの5 - 26 ページの5 - 30 億っていうのは血糖本文じゃなくて、解説の説明の
1:26:51	どこにある数字ですよ。それをおっしゃってるんですか。
1:27:10	後日なんかの書面で。源原子燃料工業の方ですね、許可の本文で言いますと、
1:27:21	確かあの新規制基準のもとでの許可については、核的制限値をすべてですね。
1:27:31	本文に格上げということもありましたので、
1:27:35	ページ77 ページのペレット保管ラックB型の
1:27:40	その貯蔵庫のところの核的制限値に今の示しました数値は載せているので本文の要件でもあります。そうですか。
1:27:55	許可の今おっしゃったページ77 ページは72 から80 ページの表テーブルを見たんですけども、その中に許可のほうでは搬送設置というセット許可としてのやってくるんですかね、その項目は見当たらなかったんですよ。
1:28:10	だから、それでこういう質問をしたんですけども。
1:28:14	それが減っているのがわかるようでしたら、何か後日でもください。私もそれをベースにしたんです。
1:28:27	原子燃料工業のオカダです。搬送設備については確かに直接的にですね。
1:28:34	移動をすることもあってですね、
1:28:38	こういったの。
1:28:41	独立して書いてるところはないんですけども、その先ほどのページそのペレット保管ラックB型ですね、核的制限値の中にですねその配列としてですね、パレット移行搬送するペレット搬送設備No.3、
1:28:58	及びペレットと設備何倍を含むと
1:29:02	ということで、その搬送部系も含めた臨界計算をしたものを主として核的制限値を定めているというところがありますのでこのあたり、先ほども申しあげました通り
1:29:19	そういう関連がわかるような意見についても
1:29:23	その説明ですねそういったものを添付書類2の基本/認可に関する基本方針書とかその辺りで掘り下げて、書くべきかなと考えています。よろしくお願いします。
1:29:38	原子力規制庁の永井です。今のやりとりの中で、1個1個の

1:29:47	何ていいですか。
1:29:51	状況は別にして、考え方として、2,3 確認したいんですけど、まず、
1:29:58	今B型、ペレット保管箱B型、これの管理番号は 5000 飛んで 40 万になりますけど、それをそこはそれは第1次設工認で認可済みなんて追公表になっていて、
1:30:16	今回複数ユニットを出すにあたって、それも含めた単一ユニットは臨界計算の範囲に入ってるんですけど、それは、本表は付けているけど、もうそののがどういう状況になってるかっていうのは、三つ目は、
1:30:33	まずつけていないってことでよろしいですか、もうそういう構成にしているってことで、
1:30:39	かもし含めて、
1:30:42	原子燃料工業のカキノキでございます。そして追表で今回斜線引いてないですね、こちらにつきましては特に図面はしておらないという状況でございます。以上です。
1:31:00	はい、原子力規制庁ナガイです。ですから、表の中で、上の複数ユニットについては次回と違って書いてあるのであれば、当然その
1:31:11	ですね追表何ページでしたかね。
1:31:14	B型バーナーだから、
1:31:17	742 ページですね。
1:31:20	ここは今回の
1:31:23	申請範囲に
1:31:26	そうか、下線が
1:31:31	言い方がいいんですね。だから、
1:31:36	今回何を申請するのかっていうと、第1次ですと、相当前だったので、
1:31:43	次回以降、確認するっていう中には、
1:31:48	もともと入ってなかった。
1:31:51	なんですかね、取り合いについても今一時のころは、まずは出たものでっていうのもありましたので、若干でかくなってない部分もあったかもしれないけれども、
1:32:07	基本的に、
1:32:11	なんですかね、公開複数ユニットの例で示すとそのユニットを構成する機器については、それ全体で複数ユニットなので、
1:32:23	それぞれのユニットのここは臨界計算ですので、立体角の計算はないのかもしれないけれども、既認可の設備であっても
1:32:38	複数ユニットの評価に必要な

1:32:41	ものについては、基本的には追い表とそれに関連する図面っていうのはつけていただかないと、今みたいにどうなってんのかっていうのがわからなくて、しかもそのパレット等については、そのB型のところで、
1:32:57	認可を受けた員数で言いませんけど、幾つか上がるはずですねそれが全部運搬台車とかも共用されて使うっていう状況になってますから、それからまず出てこないんですがどうなってんのかって探しても我々ので、
1:33:17	探してもわからない状況になっているっていうことをまず御理解していただいて追加追い表についてもですね、必要な図面は、
1:33:29	がつけていただいて当然だと思ってるんですが、今現状はついていないっていう事実確認して、今日はとどめておきますので、それがたまたまこれについていないのかも全部がついていないのであれば、これから先、既認可のやつが複数ユニットで
1:33:47	どうなってんのかと追うとしても、少なくとも本申請書だけでは追えなくて、既認可の方からまた見ていくっていうことになって、でもそれは前回の前回のっていうか既認可の1次から4次まで
1:34:04	では、我々のほうでは審査していないので、それを分割して申請するのであれば、最初の部分の関連する図面っていうのは、今回の申請書でないと審査ができていない状況です。
1:34:22	それでよろしいですか。
1:34:27	原子燃料工業のカキノキでございますが、先ほど最後の指摘の件、承知しました。
1:34:35	表の中のずれますね。審査ため必要な図はあげるようにですねちょっと補正のほうで検討したいと思います。
1:34:47	原子力規制庁永井です。審査ために必要というか、皆さんが適合性を皆さん自身がこれ認可を受けたらそのあと
1:34:54	適合性の確認をするのは皆さん地震ですから、必要な詰めは皆さんで評価しなきゃいけないし、もっと言えば、今回の申請範囲がちゃんと適合してるっていうのを社内でレビューするときに、
1:35:10	どうやってたんですかって言うことにも繋がってきますので、とりあえず状況はやっぱりわかりましたので。そういう説明があってないという状況は理解しました。
1:35:27	細かい点がもうあと1点ですけどもそういうことをしたあつてですね、審査なり申請書を確認していて、
1:35:40	非常に時間がかかってどっかにあるだろうと思うと、やっぱりなかったっていうのもありますところ、
1:35:49	確認しました。

1:35:52	臨界といいですか。はい。
1:35:57	はい。
1:36:08	ちょっと少しちょっと原子力規制庁の永井です。ちょっと一度内部で確認がありましたので、少しミュートします。
1:39:35	はい、えっとお待たせしました。原子力規制庁永井です。ちょっと1点追加のまず確認なんですけど、申請書のページ749ページからですね、追い表の第1次 - 表ト建 - 9 - 1、これペレット段落B型
1:39:54	No.1の仕様表があるんですけど、今この仕様表を見ているんですけど、下線がですね、一つも引かれてないんですけども、今回5次で何の設計仕様を
1:40:11	申請しようとしているんでしょうか最初に各者から御説明があった内容ですと、この下線を引いてるとこは申請対象ですというお話だったんですが、
1:40:23	ここでは何を確認しようとしてるんでしょうか。
1:40:35	原子燃料工業のオカダです。
1:40:39	こういった特に今回審査はないんです。既認可出てきた仕様表もですね今回最終の申請ということで、すべて網羅性ということで、
1:40:55	そういったし、
1:40:58	一応、
1:41:00	これまで出してきた仕様表もすべて登場させているということで、
1:41:07	すべての適合確認における施設が許可に基づくその適合過去における施設がすべて登場しているということを表現したいということもあって、載せております。
1:41:22	はい、原子力規制庁の永井です。ということであると、まずこの追表については一時のときと、さっき適正化したって言ってましたけど、1字1句変わってないってということで理解してよろしいですか。
1:41:40	原子燃料工業のオカダです、先ほどの設計番号の適切かといったそういった点とかこれまでの一時経て2次、3次、4次という中でいろいろ
1:41:57	コメントいただいた点が5次とかですねそういった点はまた適正化最低限はしてるんですけども、基本的にその設計に関わるような数値とかそういったところの変更はないという整理で行ってきております。
1:42:13	はい、原子力規制庁の永井です。そうすると、このまま1次のときにどういうふうにやってたかっていうのはこれから確認しますけど、次回以降申請予定っていうのは、少なくともこういうこのラックについては、
1:42:28	次回表と言えはいいかね、そういうものは、

1:42:31	何か管理してつけていなかったんですか、何も無いという説明だったんですかね。
1:42:39	ということは何をいいたかっていうと、複数ユニットももうこの領域でこれだけをもって、
1:42:48	皆さんも意義として申請していたのか。
1:42:52	どういうことであつたんでしょうか。
1:43:03	はい。
1:43:12	少し時間ください。
1:43:17	はい。
1:44:00	原子燃料工業のオカダです。
1:44:05	ページ 749 の
1:44:09	に
1:44:11	臨界防止の欄にですね今回登場するようなペレットスタッカークレーンですとか、ペレット搬送設備が、
1:44:24	フィットほかになくその海側たの形状寸法制限の中に棚配列に含まれているというところの注釈の 2 ですね、その当該設備については、
1:44:41	ページ、
1:44:43	次の次のページの 751 ページの (2) なるんですけど設備機器の設工認で適合性を確認するという注釈をもってですね、今回、
1:44:56	当時のペレット保管ラック B 型の設計については、ちょっと完了ということで設備側のほうで説明を改めてするという整理にしておりました。
1:45:11	原子力規制庁の永井です。ですから、その取り合いていつもいってるんですけど、設備側っていうのは何の設備として何かちょっとよくわかりませんが、
1:45:22	その部分が今回、
1:45:25	本来なら 1 回で申請すれば、それはその 1 次の時見えてたはずこの領域の中の説明が全部申請されていれば、見えてたはずなので、そうすればこんな記載はいらなかったわけですよ。
1:45:41	で、今回申請はまさにそこを申請しているのであれば、それを次回表として書くのか、備考欄で書くのか、本文中に書くのかなっていうのがあるので、そこは最初に基本方針っていうか、この申請書のつくり込みとしてカキノキさん、
1:45:59	言われた通り、もう変えたり追加したり、関連するところは下線を引いてもらわないと、皆さんの意図が伝わってこないっていうことです。
1:46:11	なので、まずはそういうことだと考えてます。でこれは最初の説明と矛盾してみてもありますし、或いはありますということですね。

1:46:22	それからですねそれについてはこの設計番号も同じです。もしくは規制、規制記載の適正化をしたところも、どこを変えたのかわかっていうことですね。
1:46:38	が、まずわかるようにしてもらわないとそれが、記載の適正化と判断すればそれはそれでいいですけど、適正化と称して何か設計条件がかわってたんですとかですね、そういうのがあると思われるので。
1:46:53	基本は適正化程度であればもう既認可から変えないって判断もあるとは思いますがけれどもどうしても変えたいってあれば、そこはもう堂々と明確にさせていただくとかないと、これはもうその審査会合とか
1:47:11	別にして何を申請してんのかっていう言葉既認可から勝手に変わっちゃうと、皆さんの事業者検査の判定基準なりの言葉とかですね全部変わっちゃいますので、最終の申請なので、たまたま既認可で
1:47:28	ちょっと書き忘れましていうのであれば、そういうのは、ちゃんと今回申請範囲で最終ですから、まだ新規制基準で全部適合とってないんで、今回全体を俯瞰してみたときに、
1:47:44	過去にさかのぼって、これは配慮すべきだと判断したのであれば、その設計番号きちんと書いて下線を引いて、こういう資料作り込むという方法もあると思いますけれども、
1:47:59	そういう意味でですね、どっちにしても、今回のこの
1:48:04	この何だろう、仕様表では、今回申請範囲がどこかかっていうのはもう皆さんの意識を我々の判断としてはこれでは認可を申請する範囲はありませんとただについてですっていうふうにしかな見えません。
1:48:21	いうことをまずご理解いただければと思います。
1:48:26	どうするかっちゃうのはこれこれ今日は代表例で確認してますけれども、今後のあれもありますので、審査会合等、もしくはその後の面談で確認していくことになると思いますけれども、どういう方針で、
1:48:44	この審査を進めるかっていうのは、審査会合ですね。
1:48:48	関連ですね、公開の場でこれも公開しますけども、確認をさせていただくということにしたいと思います。
1:49:02	よね。原子燃料工業のオカダです。
1:49:07	ご指摘の件、そういう既認可で
1:49:14	登場したものをとりあえずね、そういったものを1次の
1:49:21	設工認とかですね次回表の作り込みとか刈り取り表でのそうそういう措置とかですねそういったものをちょっと未熟なところもありましたので、そういった点を踏まえまして5次の最終形
1:49:36	でどう設計として取り合い点をまずすべて完了させるかというところがすべて整合とれるような形で

1:49:46	そういう取り合いの
1:49:49	ところを重点的に見直しをかけたいと思います。
1:49:57	原子力規制庁の永井です。皆さんのほうで自主的にやるのはいいですが、今日の段階ではまだ我々も申請書全体見てるわけではないし、審査をどうやって進めるかっていう
1:50:11	の決めてませんので、自主的に見直すのはいいんですけどちょっと値段の中で保守的な延ばしたということですけど今日は、事実確認ですので、すべてどうどちらってというのは、選択肢は申請者側にあるかもしれませんが。
1:50:28	我々のほうで技術基準なり許可の要求事項に対して、どういうふうに適合性を皆さんのほうで示そうとしているのかっていう戦略といいますかね、まずそこは決めてからでないと言った指摘し続けたからこれをかけますあれポンプにつきまして、
1:50:47	もうどこを見れば何が書いてあるっていうのをまずきちっと整理が必要かと思えますので、引き続きですね。そういうのは、自主的に準備するわけとかですが、
1:51:01	審査会合で確認したいと思いました。
1:51:07	全体として原子燃料工業でございます。よく承知いたしました。
1:51:25	規制庁小澤ですけれども、今イトウさん参加されているんですね。
1:51:34	はい、原燃工イトウ出席してございます。
1:51:37	今やりとりされてわかると思うんですけども、まず4次設工認がまだ終わっていない状況で、
1:51:47	最後のほうのいろいろしたコメントに対して補正出されてる状況なんですけれども、
1:51:56	先送りするといった追い表に書かれているものが、その前に5次設工認出ているものですから、反映し切れてない状況のものもありますっていうまず発言がありました。
1:52:12	それと、
1:52:14	最後のほうにコメントちょっと4次設工認でコメントした内容で、
1:52:19	例えば新規制基準で。
1:52:23	新たに
1:52:25	規制要求が加わったものに対しても、
1:52:28	改造がされてないと、図面と記載がされてないっていうか足りてないっていうようなところも多々最後のほうで確認されてですね、そのところも最初で追加してもらった状況です。



1:52:45	そういうものが現時点の設定5次設工認でまだ出てきていない状況を反映されていない状況であって、まず審査会合をやるのかどうかというところをちょっと私のほうは今考えてます。
1:53:02	やる必要があるのか。
1:53:04	やったとしてももう一度やる必要が出てきてしまうんじゃないかっていうところをまず考えているっていう点が1点。
1:53:13	最終確認になりますので、
1:53:17	前半後半とあるんでありますけれども、結局前半の運転するにあたっての最終の申請になります。
1:53:26	その確認にあたって、その追い表のつくり込みだとかが最初の1次の設工認の時の仕様表の作り込みが良くなかったっていうところもあるかもしれないけれども、
1:53:39	我々の確認とか最終的にどういうふうの確認するのかっていうところの考え方も今のやりとりでちょっと追加するとか検討するのかっていう状況になってます。
1:53:53	はい。
1:53:56	ちょっと一つ言えば、追表で下線が引かれている箇所についての少なくとも今回確認するところについての説明は今回の資料で申請書で全部記載していただきたい。
1:54:14	記載しなければ確認できないわけですがけれども、それについては記載しないという方針になってますっていう回答だったと認識してます。
1:54:26	そういう状況ですので、
1:54:29	まず
1:54:31	補正申請を出してもらわなければ、まず我々審査進められる状況にありませんよということをひとつお伝えしておりません。
1:54:40	その上での審査会合のほうは一応セットしましたので、
1:54:44	はい。そちらからの要望がない限りはやると思いますけれども、こういうことを言わざるを得ない状況になってますよっていうことです。審査会合で、
1:54:57	ですので、はい。はい、承りました。原燃工としてどうしたいのかという要望があれば聞きますけれども、
1:55:06	今現状そういうふうな認識でいますっていうことです。
1:55:11	はい、えっとですねオザワ、ちょっと補足をさせていただきたいんですけども追表に関する添付図の件でございますけれども、まず追い表今回第5次設工認、これ最終申請になるということで、

1:55:27	今まで申請させていただいた設備すべての仕様表が第5次申請に掲載されるようにいたしました。したがって、設計仕様に変更がない。要するに5時の
1:55:42	5次設工認で審査をしていただく必要のない設備も含めて、追表は載せています。
1:55:48	追い表のつくり方なんですけれども、当然追い表の中に今回の申請で審査をしていただかないといけないこと、これらの下線を引いてそれを明確化してきたというところでございます。
1:56:02	先ほど事実確認を受けました。例えばそうですね。
1:56:12	ペレット保管ラックB型についてなんですけれども、これはこの第1次設工認当時など先送り表っていう形式の表は、我々としては、つけていなかったというところがございます、
1:56:27	第5次申請を行うにあたって、この下線をどう引く際の考え方として、
1:56:35	基本的には今まで先送り表の中で取り上げてきたものをまず挙げるとこの追第1の表へ9-1。ペレット保管ラックB型については、これ
1:56:51	ペレット保管パレットを収納する棚の配列というものの中で、今回の第5次申請の中で新設するようなペレット搬送設備ナンバー3といったものも入ってます。ただこれは第5次申請のような抗体の設工認の範囲で、
1:57:09	審査を受けますというふうに明示的にこの表の中で抽出先の(2)を使っているの、これについては下線をつけなかったという区分けをしているので、我々としてはそのある一定の考え方に沿ってですねこの5次申請の申請をつくったつもりであります。
1:57:27	ただ関連するこの追い表の図をつけなかったということに関しては、これらの考え方に性があると思ってまして、このエースすでに認可を受けた申請書のフローですね、第5次申請に乗せますと、
1:57:45	同じ図番を持った複数の図が発生しかねて非常に混乱をするということも想定されて申し訳ないんですかね。そうやってるのではなくて、今回は確認しなければいけないと言っている、そちらで言う下線部を引くところ、
1:58:03	については確認内容は図面も含めて全部申請書に記載する方針になっているということであれば問題ありません。
1:58:13	そこのところがそうじゃないというふうな説明に私認識したので、とコメントした次第です。
1:58:19	審査に必要な図面はすべて載せているということでございます。
1:58:25	ということであれば、そちらの説明が悪かったのか私の認識が悪かったのかわからないんですけれども、多分こちらの説明が悪かったんだと思います。はい、状況は認識しました。ただ、我々が今回確認しなければいけないもの。

1:58:42	要するに初めて出てくるものについて今までの仕様表がこういうふうな記載になっているとか、こういうことは関係なくですね、最終的なものなので、我々の今まで出てきてなくて初めて出てきて確認しなければいけないものについては、
1:58:57	下線部を引いていただかないと識別できないので、一応左でいるというふう に、ことなので、下線部が引いてところが新たなものだという認識で見ますの で、引いてない場合は、今までのものと一緒ですねってということになりません。
1:59:14	はい、そういう状況でいいということをそういう状況で整理されているっていうこ とでよろしいですね。はい、そういう整理でございます。
1:59:24	熊取のほうでちょっと細かな点について私の説明に用いて修正補足が必要で あれば発言をお願いします。
1:59:36	よろしいですか熊取側。原子燃料工業のカキノキでございます。追表の御説 明ちょっとあの誤っております、誤解を生じる説明して失礼いたしました。
1:59:51	規制庁オザワです。その点は理解しました。ですので、追表どのように最終 的になって最終段階ですので、設備機器が全部出ていることを同様にどのよ うに確認するかとかですね。
2:00:11	施設がですね。あと、事業許可のその技術基準に
2:00:17	事業許可の基本方針に沿っていることを全部確認する、してもらおうという所申 請書でどう示すのかどうか。
2:00:27	あと、すべての施設に対しての技術基準の適合をどのように確認するのかど うか。
2:00:32	取り合いが先行の時の設備であるものについてどういうふうに管理して我々に 確認して最終的にクローズするつもりでいるのかどうかというところを、
2:00:46	今までとは違って最終的に確認する必要があるので、
2:00:50	そのところをきちんと説明できるような申請書になっていけば、
2:00:58	事実確認を進めていけるという状況だと思いますけれども、なんせ第4次設工 認で最終段面でいろいろコメントがあって修正されているところでまだをクロー ズしてなくて我々のほうは、最終取りまとめるところでございますけれども、
2:01:14	そういう状況を反映できていない状況だっていうところですよ。ですので、審査会 合やるやらないは別として、速やかに出していただかないと。補正を出してい ただかないと。
2:01:25	進められませんよっていうところに変わりはありません。
2:01:29	以上です。私からは、
2:01:32	はい、第5次申請につきまして速やかな補正が必要であるという点につきまし ては理解いたしました。

2:01:42	原子力規制庁の永井です。基本は今お伝えした通りですけれども、繰り返しになっちゃって申し訳ないんだけど、もともとのおきかけは臨界については先ほどのB型ラック云々っていうよりは運搬台車の3のペレットの
2:01:59	運搬台車の3の核的制限値を確認していくと、さかのぼっていくとパレット1個というのがあってこのパレットというのは何なんだっていうのがまずわからなかったということから、ずっと半日以上かけて調べたっていうことですので、
2:02:17	その関連がもともと分割しなければ1回で出てれば、もう終わったわけですけど、やっぱり設計し、設備の申請の取り合いがあったわけですから、そこはね、ちゃんとどういう風を書くか生理学の問題は別にして、今回の認可を受けようとするものが、
2:02:36	その既認可のそのパレットを使うのであれば、それは当然その設計番号がどうなってるかとかですね、はわかるようにしていただく必要があると思いますのでこれは今回の1例などで皆さんりの
2:02:55	考えて整理したっていうのは理解しましたけど、他も同じですので、この4次までの申請も状況としては基本的には同じ状況ですので、事実確認したっていうことで、
2:03:11	ご理解いただければと思います。
2:03:14	はい、あの原子燃料工業イトウでございます。臨界に関しましては、基本的に規制要求事項は変わってないということで従前の許可からの評価を継続しているというのが基本方針でございます。中にはその単一ユニットを構成する
2:03:29	要素としてですね、例えばペレット搬送設備ナンバーズリーといったものがペレット保管ラックB型という単一ユニットを構成する土量として1要素になっているというようなケースもあってそれはすべて確保事業許可申請書で許可を受けた考え方に
2:03:48	同じ基づいたやり方であるという整理になっています。このあたり、今日事実確認を受けていく中で、かなりわかりにくい状況になってるってことは理解いたしましたので、それにつきましては先ほど岡田が申し上げました通り、
2:04:04	整理する。説明資料、申請書に入れるか面談資料とするかは別にしてですね、速やかに作るというところで準備を進めて参りたいと考えております。
2:04:17	原子力規制庁ナガイです。あまり説明資料作るという意味はよく考え方を整理して、どういう情報がどこに記載していますっていうことをまず説明していただければ、申請書だけ見て、我々もわかりますし、
2:04:33	何よりもそのあと皆さん自身で適合確認、使用前事業者検査で、適合確認するベースとなる文書ですので、皆さん自身が、
2:04:44	わからないと
2:04:47	何のための認可を受けたかわかりませんし、

2:04:50	そういうことで、よく戦略的に進めていただければと思います。
2:04:59	はい、原子燃料工業イトウでございます。引き続き整理、我々自身の理解をきちんと整備をすることも含めてですね、進めて参りたいと考えております。以上です。はい、規制庁永井です。今も言ったんですけど。
2:05:15	5次を出すためには、
2:05:19	4次の例えば第2加工棟にしても4次が確定しないことには取り合いの説明もいかないので、まずは今も踏まえても前回の面談でもお伝えして今日補正が出てきてますけど、これから見ていくわけですが、
2:05:36	今みたいな形で、次の取り合ってくる次回送り4次から5次に送るものはちゃんとしっかりとれるように、この取り合い管理されてるかっていうのは、4次の方でまず見ないと工事の方だけ何かちゃんとしてても、間があいてしまったり、
2:05:55	整合がとれてなかったり、何か文言が途中で変わってたりとかそういうのはもう
2:06:02	要するに5次を先に先行するっていうのは、実質不可能な状態なんで第4次をきちんとそういうその漏れがないのかというのは、
2:06:12	見ていただいた上で5次も5次の方は
2:06:17	してみると、そういうプロセスとか順序じゃないかとは思ってますけれども、
2:06:25	よく検討して社内に対応してください。今日の資料をもとにですね、さっき際しましたけども、内部でこれから審査会合の論点となるような事項が何なのかっていうのも、
2:06:42	確認をした上で、一応19日にセットしておりますけど、オザワが、先ほどお伝えしたように、皆さんとして何かほかの選択肢があるのであれば
2:06:56	申し出ていただければご希望に沿うようであれば検討しますので、しますっていうことですね。
2:07:06	よろしいでしょうか。長くなったんで、今日はこれで終わりにしたいと思いますが、よろしいですか。
2:07:12	フジワラさんの方からの第4次と第5次の設計の取り合いに関して今の着地点で補足する必要があることがあれば発言をお願いします。
2:07:27	あの原子燃料工業フジワラです。特にございません。
2:07:33	よろしければ時間も大分押してますので、これで終わりにしたいと思います。
2:07:39	では今日の面談は以上です。田邊さんありますか。
2:07:43	はいタナベはもう大丈夫です。
2:07:51	はい、じゃあこれで終了します。お疲れ様でした。